

特名随意契約の理由書

- 1 案件番号 CR-1-1
- 2 案件名 計装用空気圧縮機補修
- 3 案件場所 宝塚市小浜1丁目 地内
- 4 契約期間 契約 ～ 令和4年(2022年)2月28日
- 5 契約相手方  
住所：兵庫県尼崎市金楽寺町1丁目2番1号  
社名：(株)日立産機システム 関西支社
- 6 指定理由  
(根拠)  
地方自治法施行令 第167条の2第1項 第8号該当  
  
宝塚市契約規則 第20条第1項 ただし書 該当

(指定理由)

本案件については、令和3年5月24日付で入札執行のところ、入札参加申請期間中の参加申請が1者であったため入札中止となりました。しかしながら、補修に必要な部品は製作期間を要し、当該機器は他の設備と密接に関係しており工期の延長はできないため、契約期間内に補修を完了するには、再度の入札を執行する時間的余裕がないことから、唯一、応札があった上記業者と随意契約を行います。

7. 問合わせ先  
課名： 管理課 内線： 8288

特名随意契約の理由書

1 案件番号 CR-8

2 案件名 1号炉前壁耐火物補修

3 案件場所 宝塚市小浜1丁目地内

4 契約期間 契約日 ~ 令和3年(2021年)7月1日

5 契約相手方

住所：大阪市西区土佐堀1丁目3番20号

社名：三菱重工環境・化学エンジニアリング 株式会社

6 指定理由

(根拠)

地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号該当

宝塚市契約規則 第20条1項 ただし書 該当

(指定理由)

本補修については、既設の施工部分との密接不可分の関係があり、同施工者以外の者に施工させることにより、既存の施工部分との取り合いにおいて不具合が出た場合、不具合の責任所在が不明確になるなど、ごみ処理に著しい支障が生じるおそれがあるため。

7. 問合わせ先

課名：

管理課

内線：8288